

ユニオンみみりか書記長

木下 隆

訂11枚

食品速報 上付

(昭和52年7月26日第3種郵便物認可)

日刊 食品速報

1月10日

2018

No. 10938

<https://news.syokuhinsokuho.jp>

日刊(但し、土・日曜日・祭日を除く)年間購読料¥108,000(税込み)

広告を一切掲載しない情報紙～公平な視点で“なぜ”を追求

目次

<情報関心>

2018年、深刻化する労働問題～サンプラザの場合

【大阪】(スーパー業界) (2)(3)

<企業情報>

ママショップ(株)

【和歌山】(食品スーパー) (4)

<情報関心>

澤井牧場が「ベトナムで肉牛肥育」

～その展望と課題 【滋賀】(食肉業界) (5)

<M&Aの“その先”>

伊達巻の川雄が清水港飼料の完全子会社に

【静岡】(惣菜業界) (6)

<業界天気予報>

「品質向上」も「価格高止まり」

～シーズン中盤の海苔業界 【全国】(水産業界) (7)

<POS分析>

再注目される「海藻類」のポテンシャル(6)

～「モズク」編 【全国】(水産業界) (8)(9)

<掲載情報・索引(12月分)(1)>

禁無断転載複製

まず第一報!最先端の与信情報から明日が読める

ワンベルアンサー! 1回のベルで情報マンがスピード対応します。

《速報部》〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル

大代表 TEL:03(3342)3871 FAX:03(3342)8943 Eメール info@syokuhinsokuho.jp

大阪支社 TEL:06(6264)3871 FAX:06(6264)3875 北海道支社 TEL:011(231)3871 FAX:011(232)9225

東北支社 TEL:022(257)3871 FAX:022(257)2938 九州支社 TEL:092(781)9571 FAX:092(781)9570

調査報道機関



株式会社 食品速報

平成30年1月10日

食品速報(第3種郵便物認可)

No.10938号



情報関心

《スーパー業界》

2018年、深刻化する労働問題～サンブラザ(大阪)の場合

日本国内では産業全体で「労働力不足」とそれに伴う「労務環境の悪化」が大命題となっている。“人材が要”の食品加工現場やサービス業が基盤を支えている食品業界でもマンパワー不足が進行。昨年は「ヒトの問題」で事業縮小や廃業に追い込まれた企業が少なくなかった。今年に入って人材の枯渇感はさらに高まる様相で人海戦術を基本とする企業はまさに岐路を迎えている。2018年はまさに「人材の年」。今年1年を通しての業界情勢を読むべく、目下のところ食品業界で話題になっている労働問題の一例を取り上げたい。

「社員VS幹部」の対立が激化するサンブラザ

大阪の地場中堅スーパー、(株)サンブラザ(堺市、年商334億円)が労働問題で揺れている。平成26年2月以降、従業員約200名が加盟する「サンブラザ労働組合」が5回にわたって「長時間労働の放置や残業代未払いがあった」として大阪府労働委員会に「不当労働行為」を申し立てる事態に陥っている。また、残業代をめぐっては「総額3000万円」を請求している従業員から提訴されている。

不当労働行為を申し立てた「サンブラザ労働組合(以下=労組)」は平成26年2月の発足。賃金や労働環境を改善するため従業員が会社と団体交渉する必要に迫られ、組成された背景がある。同年3月、労組は会社側に「組合結成」を通知し、団体交渉の場を設けるよう求めた。ところが、会社側は団交延期を申し入れたほか、店長など管理職で構成される第二組合「UAゼンセンサンブラザユニオン(以下=ユニオン)」を結成。「幹部は店長クラスに会社側の労働組合に加入するよう要請。人事権を持つ店長を通じて労組組合員に脱退するよう圧力をかける展開に。『賃金上昇や昇進のためにはユニオンへの加入が不可欠』と強調する利益誘導もあった」(関係者)。ユニオンの求めに応じない労組組合員が職場異動命令や懲戒処分を受けることも少なくなかったという。

こうした経緯を踏まえ、これまでに労組が申し立てた不当労働行為5件のうち、同社は府労委から4件の救済命令を受けている。例えば「パート従業員の契約更新の際にユニオンへの加入を会社側が強要したほか同意なく組合費を徴収することは中立保持義務違反にあたる」として「労組への支配介入は不当」と判断されている。また、会社側はパート従業員の契約更新の際、ユニオンの組合員になることを認める質問項

平成30年1月10日

食品速報(第3種郵便物認可)

No.10938号

目を記載した雇用契約書を用意していたが、府労委はこの行為に対し「ユニオンを優位に扱い、労組の弱体化を狙った会社側の意図が明確」と断じている。徴収した組合費は返還命令が出ており「推計では1500万円程度になりそうだ」(周辺筋)。

一方、配置転換の違法性が争点となった控訴審判決でも大阪高裁が先月20日、「労組の組合員に対する配置転換は不当労働行為にあたるほか組合活動を委縮させる会社の支配介入」と認めた一審判決を支持し、会社側の控訴を棄却している。さらには従業員十数人による約3000万円の残業代未払い請求訴訟も継続中で「和解案が協議されているようだ。支払いについては分割が提案されている」(関係筋)という。これについては一括で支払わない理由が探られている。

対応問われる経営陣の姿勢

不当労働行為はなぜ相次ぐのか。「人件費を抑制しなければ立ち行かないような財務事情でも抱えているのだろうか…」(周辺筋)。サンブラザの平成29年2月期決算を確認すると純利益として約1億5300万円を計上。繰り越し利益剰余金は約20億7000万円。これらを踏まえ周囲では「財務状況は健全」と判断されている。

一方、現場に目を移すと「人材不足」が顕著なようだ。「人が足らず、毎月20～30人が異動して急場をしのぐケースが続いている。結果として仕入先にとっては担当者の変更が続くことに。不信感を招く恐れも出てきている」(卸筋)。労務環境の悪化から最近も店長や次長クラス、バイヤーの退職が続出しているという。

サンブラザ経営陣の姿勢を問う声も。「残業代未払い訴訟は団体交渉した約束を会社側が反故にしたことが引き金になっている。山口利昭会長と山口力社長には労使協議への出席を申し入れている。交渉出席を拒否してきたが、これ以上は無視できないはずだ」(近い筋)。食品速報の取材に対し、サンブラザ側は「府労委からの救済命令については改善すべきところは改善したい。最終的な対応は検討中。控訴審の棄却については判決の詳細を把握していないのでコメントできない」と回答している。



労務問題はいまや会社の経営を揺るがしかねないファクターとなっている。大量に従業員が退職するなどした場合、“戦力”の補充が難しいからだ。サンブラザもこれ以上、問題が大きくなった場合は現体制が維持できるかまで問われかねない。食品業界各社にとって同社が内包している課題は対岸の火事ではなくなっている。

〔担当記者直通電話 06-6264-3871〕